

保育所及び学童クラブ運営費都加算の存続を求める意見書

東京都は、市長会、町村長会に対し認可保育所運営費の都加算補助（零歳児保育特別対策事業、11時間開所保育対策事業、障害児保育対策事業、一般保育対策事業、延長保育対策事業、産休代替等職員費補助）、及び学童クラブ運営費の都加算補助に加え、子育てひろば事業A型などの13事業を、来年度に廃止し、子育て推進交付金（仮称）に「再構築」することを提案しており、都福祉保健局の来年度予算要求にもこの内容が盛り込まれました。

しかし、認可保育所の都加算補助は、あまりにも不十分な国基準を補い、東京都において望ましい保育水準を確保するため現場の要望にもとづき長年にわたり一步一步積み上げられてきたものにほかなりません。

その内容を見ても、零歳児保育のための保育士（または看護師、助産士）配置や離乳食をはじめ質の高い給食を提供するための調理員の増配置、延長保育等の保育士配置、3歳児以上の完全給食のための主食費補助など、いずれも根拠が明確で、保育内容の充実に直結しており、こどもたちの豊かな成長・発達を保障するためにはなくてはならないものです。

学童クラブの都加算補助も、不十分な国の補助を補い、東京都において望ましい学童保育の水準を確保するために都が必要性を認めて実施してきたものです。

23区においては、認可保育所及び学童クラブ運営費の都加算は、財政調整で算定されていますが、市町村に対する都加算補助が廃止され、包括的な交付金に変わることにより、都加算の対象経費や単価の基準がなくなれば、23区にも多大な影響がおよび、保育の現場に大きな混乱をまねくことは明らかです。

また、市町村に対する都の提案では、新たに創設される交付金の総額は、13事業の2004年度決算または2005年度予算の総額に据え置くとされており、保育所と学童クラブ入所児童の規模増は考慮するというものの、経費のかかる零歳児保育や延長保育、障害児保育更には、全ての家庭を対象とした子育て支援事業を伸ばせば伸ばすほど、市町村は財源不足におちいることが避けられません。その上、積算の根拠も目的も不明確な交付金では、都の財政事情や政策判断によりいかようにも削減・縮小可能なものとなってしまいます。

23区においても、都加算の財政調整算定が、市町村の新たな交付金に準じた算定に変えられることになれば、まったく同じ問題が生じることが危惧されます。

都は、すべての家庭に対する子育て支援を充実するといいますが、そのためには、認可保育所及び学童クラブ運営費加算の見直しではなく、独自の新たな財源措置をおこなうことこそ必要です。

よって、新宿区議会は、東京都に対し認可保育所及び学童クラブ運営費の都加算を維持し、都加算の対象経費及び単価の基準を堅持することを強く要請するものです。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成 1 7 年 1 2 月 6 日

新宿区議会議長名

東京都知事 あて